

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年8月20日（月）

（案件名）

- ・平成30年度における当せん金付証票の発売許可について  
（年末ジャンボ・年末ジャンボミニ・年末ジャンボプチ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山本理事官（内23393）

## 平成30年度における当せん金付証票の発売許可について

平成 30 年 8 月  
自治財政局 地方債課

### 1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	937,700	667,700	219,000	886,700	51,000
ドリームジャンボ	72,000	72,000		72,000	0
ドリームジャンボ	51,000	51,000		51,000	0
ドリームジャンボミニ	21,000	21,000		21,000	0
サマージャンボ	93,000	93,000		93,000	0
サマージャンボ	63,000	63,000		63,000	0
サマージャンボミニ	30,000	30,000		30,000	0
ハロウィンジャンボ	39,000	39,000		39,000	0
ハロウィンジャンボ	27,000	27,000		27,000	0
ハロウィンジャンボミニ	12,000	12,000		12,000	0
年末ジャンボ	219,000	0	219,000	219,000	0
年末ジャンボ	144,000	0	144,000	144,000	0
年末ジャンボミニ	45,000	0	45,000	45,000	0
年末ジャンボプチ	30,000	0	30,000	30,000	0
バレンタインジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
バレンタインジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	45,300	45,300		45,300	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	80,076	80,076		80,076	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,379	26,379		26,379	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	171,905	171,905		171,905	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	115,040	115,040		115,040	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	25,000	25,000		25,000	0
東京都	10,800	10,800		10,800	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	36,800	36,800		36,800	0
近畿宝くじ事務協議会	12,600	12,600		12,600	0
西日本宝くじ事務協議会	15,400	15,400		15,400	0
栃木県	10,500	10,500		10,500	0
合計	1,023,800	753,800	219,000	972,800	51,000

※1 「ドリームジャンボ」の発売計画額のうち50億円は、ラグビーワールドカップ2019協賛分である。

※2 「バレンタインジャンボ」の発売計画額のうち90億円、「通常くじ」の発売計画額のうち25億円及び「ビンゴ5」の発売計画額のうち140億円は、東京2020大会協賛分である。

### 2 当せん金付証票法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第770回	144,000	700	300	年末ジャンボ 30.11.21～30.12.21	233.3

## 年末ジャンボ宝くじの商品設計（概要）

	平成29年度			
		うち年末ジャンボ (第731回)	うち年末ジャンボ ミニ (第732回)	うち年末ジャンボ プチ700万 (第733回)
発売計画	2,250億円	1,500億円	450億円	300億円
発売実績 (発売計画 消化率)	1,489億円 (66.2%)	983億円 (65.5%)	337億円 (74.9%)	169億円 (56.4%)
証票金額	—	300円	300円	300円
発売期間	H29.11.27～12.22(26日間)			
1等賞金 (前後賞)	—	7億円×25本 (1.5億円×50本)	5,000万円×105本 (1,000万円×210本)	700万円×1,000本



	平成30年度			
		うち年末ジャンボ (第770回)	うち年末ジャンボ ミニ(第771回)	うち年末ジャンボ プチ(第772回)
発売計画	2,190億円	1,440億円	450億円	300億円
証票金額	—	300円	300円	300円
発売期間	H30.11.21～12.21(31日間)			
1等賞金 (前後賞)	—	7億円×24本 (1.5億円×48本)	3,000万円×75本 (1,000万円×150本)	1,000万円×1,000本

## 年末ジャンボ宝くじの商品設計（案）

平成29年度

1ユニット=60億円(2,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	700,000,000	1
前後賞	150,000,000	2
組違い賞	300,000	199
2等	10,000,000	20
3等	1,000,000	200
4等	100,000	1,400
5等	10,000	20,000
6等	3,000	200,000
7等	300	2,000,000



平成30年度

1ユニット=60億円(2,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	700,000,000	1
前後賞	150,000,000	2
組違い賞	100,000	199
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	100
4等	100,000	4,000
5等	10,000	20,000
6等	3,000	200,000
7等	300	2,000,000

## 年末ジャンボミニ宝くじの商品設計（案）

平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	50,000,000	7
前後賞	10,000,000	14
2等	10,000,000	10
3等	1,000,000	100
4等	100,000	1,000
5等	10,000	10,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000



平成30年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	30,000,000	5
前後賞	10,000,000	10
2等	10,000,000	10
3等	1,000,000	100
4等	100,000	3,000
5等	10,000	10,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
年末ラッキー賞	20,000	2,000

## 年末ジャンボプチ宝くじの商品設計（案）

平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	7,000,000	100
2等	100,000	3,000
3等	10,000	20,000
4等	300	1,000,000



平成30年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	10,000,000	100
2等	100,000	1,000
3等	10,000	10,000
4等	300	1,000,000

## ●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

## 第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

## ●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。